

2027 年度 放課後かまくらっ子にかいどう・いなむらがさき子どもの家臨時利用案内

指定管理者：株式会社明日葉

「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない（居宅内労働は対象）小学生に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。放課後子どもひろば（アフタースクール）は、台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけますが、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。（保護者の都合による臨時利用はできません。）子どもの家の臨時利用は、入所申請手続きが必要です。

1 子どもの家の臨時利用について

(1) 利用資格（次の全てに該当する方が対象です。）

ア 放課後子どもひろば（アフタースクール）に登録していること。

イ お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。

ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと（居宅内労働は対象）。

＊産前・産後休暇中、育児休業中にご利用いただけます。

(2) 利用時間

前日までに臨時休校・学級閉鎖が決定した場合	午前8時～午後6時
当日の朝に臨時休校・学級閉鎖が決定した場合	午前10時～午後6時
一斉下校や就学時間内に学級閉鎖が決定した場合	午前10時～午後6時

＊夏休み等の長期休暇中は臨時利用は出来ません。

＊インフルエンザ等による学級閉鎖、悪天候による学校閉鎖、地震災害時等の際は、開所時間を変更することがあります。

また、お子様の帰り道の安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。

(3) 休所日 土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市長が認めた日

(4) 利用料金 無料

2 臨時利用（入所申請）手続き

(1) 受付について

利用開始希望日の 10 営業日（平日）前まで、随時受付を行います。『臨時子どもの家入所申請書』及び必要書類を、各小学校区の子どもの家へ提出してください（郵送不可）。

(2) 必要な書類について

ア 臨時 子どもの家入所申請書（※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付）

＊持病・障がい等により、入所に当たって特別な配慮が必要な場合は、入所申請書の該当番号に○印をつけるか、内容を記入してください。

イ 就労等証明書（または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類）

＊同一世帯で就労している方全員（利用開始日において 65 歳以上の方は除く）の証明が必要です。なお、同一世帯で 2 名以上のお子様を利用する場合は 1 部の提出で構いません。

＊雇用者の証明印は代表者印またはそれに準じる方の印が必要です（自営の方はご自身でご捺印ください）。なお、常勤以外で就労されている方や自営業者等、第三者による就労日数・時間の証明ができない場合は、裏面の週間予定表も併せてご記入ください。

＊受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、後日（原則 1 か月以内に）就労等証明書をご提出ください。

＊就労以外の理由で申請される場合は、療養が必要で保育が不可能である旨記載のある診断書や在学証明書（就労等証明書裏面の『週間予定表』を添付してください）、母子手帳のコピー等、理由が証明できる書類をご提出ください。その他の理由の場合は、ご相談ください。

ウ 子どもの家利用質問表